

令和 8 年度 指名停止措置等一覧表

令和 8 年度に市川町が指名停止を行った登録業者等について公表しています。

指名停止措置等状況

商号又は名称	所在地	措置日	期間	事由
(株) ウエダ建設	丹波市	令和 8 年 9 月 1 日	5 か月	兵庫県丹波県民局長から建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止処分を受けたため。 (市川町指名停止基準別表第 2 の 6(2)イ適用)
淡路土建(株)	洲本市	令和 8 年 8 月 3 日	2 か月	一般建設工事等の県内における施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために建設工事等関係者に死亡者を生じさせたため。 (指名停止基準別表第 1 の 8(1)適用)
日本管財(株)	西宮市	令和 8 年 7 月 31 日	2 か月	県内における施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために関係者に死亡者を生じさせたため。 (市川町指名停止基準別表第 1 の 8(1)適用)